

## 返戻金に関する事項

採用決定者が、自己都合、又は就業規則違反等の採用決定者の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、求人者から支払われた紹介手数料を、下記の通り返還する。

ただし、採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。

入社後 1 週間未満の場合：紹介手数料の 100%

入社後 1 か月未満の場合：紹介手数料の 50%

入社後 2 か月未満の場合：紹介手数料の 30%

入社後 3 か月以上 4 か月未満の場合：紹介手数料の 20%

入社後 5 か月以上 6 か月未満の場合：紹介手数料の 10%